

安保法案＝戦争法案＝憲法違反 戦後最悪の平和、立憲主義、民主主義の危機

集団的自衛権行使＝他国のために戦うこと。それを認めるのが今般の安保法案

今般自民党 安倍政権は、集団的自衛権行使を法的に認める安保法案（安全保障）を今国会に提出し論戦が続いています。この法案は、本来は 10 本の法案を 2 つにしてなおかつ「戦争法案」と指摘された事を意識して「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」と「平和」がついた法案になっています。法案審議は、前半から、安倍首相らが野党の質問にまともに答えず、総理が質問議員にヤジを飛ばすなどがおこなわれていました。

参考人全員が憲法違反と明言

6 月 4 日。国会憲法審査会で自民党、公明党、次世代の党推薦の長谷部恭男氏、民主党推薦の小林節氏、維新の党推薦の笹田栄司氏ら憲法学者の重鎮全員が憲法違反と明言しました。

長谷部恭男早大教授は**集団的自衛権の行使容認について「憲法違反だ。従来の政府見解の基本的枠組みでは説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす」「外国軍隊の武力行使と一体化する恐れが極めて強い」と指摘。**

小林節慶応大教授は「**憲法 9 条は海外で軍事活動する法的資格を与えていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは憲法違反だ**」と批判。政府が集団的自衛権の行使例として想定するホルムズ海峡での機雷掃海や、朝鮮半島争乱の場合に日本人を輸送する米艦船への援護も「**個別的自衛権で説明がつく**」と見解。

笹田栄司早大教授は従来の安保法制を「内閣法制局と自民党が（憲法との整合性を）ガラス細工のようにぎりぎりですべて保ってきた。しかし今回、踏み越えてしまった」と指摘。その後、この法案を違憲（憲法違反）とする憲法学者は **200 名を超え、現在、4800 名を超える学者、研究者らが「廃案にすべし」**の声をあげています。6 月 14 日は **2 万 5 千人もの国民有志が国会を取り囲み「戦争法案、絶対反対、安倍政権の暴走を止めよう」**の声をあげました。

しかしながら、安倍総理や中谷防衛大臣、菅官房長官らは、「こ

の法案は憲法違反ではない（合憲）と強弁しています。安倍総理は「砂川判決」を引用し、それを根拠に「集団的自衛権行使が、最高裁判決に沿ったものであるのは明白」と論じました。

安倍総理の「合憲」に論拠なし。

砂川最高裁判決では集団的自衛権に触れず

これに対し当事者である砂川判決の弁護団から「砂川判決の最高裁判決では集団的自衛権は扱っていない。全く論拠にならない。」声明が発表されました。

安倍総理ら政府は、さらに、**集団的自衛権**といっても「あくまで限定的」「後方支援に限る」「政府や国会の総合的判断で武力行使するかどうかを決める」などと強弁を続けています。最近の発言は、「**従来の解釈に固執をするというのは、まさに政治家としての責任の放棄**」などと「憲法を越えてこそ政治」のような発言です。

立憲主義と法治国家が破壊される。

多数決で決めても人間は過ちを犯します。ナチスドイツ、戦前の日本がその先例です。私達の日本は、世界大戦の犠牲を反省し、二度と過ちを犯してはならないと、憲法の下で 70 年近代立憲民主主義国家の道を歩んできました。

立憲民主主義とは、いくら圧倒的多数の政党を占める政治家や大臣であっても憲法で定めた「**基本的な人権の尊重**」「**国民主権**」「**平和主義**」を遵守する義務があるという縛りがかかっているということです。今や昨年 7 月 1 日に続き最も憲法を遵守すべき総理大臣や大臣が堂々と憲法違反を犯して当然のような姿勢。この法案が通れば、この国は「立憲民主主義」に反するばかりか、「法治国家」を逸脱します。戦争や「いのちより金」などとする愚行への道にどんどん歯止めがかからなくなります。

憲法違反の安倍政権を退陣へ。

声を広げましょう！

www.kusajima.org もご覧ください。